

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは、「札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」（以下「宣誓」という。）に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写しと宣誓書受領証等を市に返還いたします。

フリガナ
氏名 _____

フリガナ
氏名 _____

フリガナ
(通称名)

)

フリガナ
(通称名)

)

確認事項		回答欄（該当するものに□に「レ」を付けてください。）	
要綱第2条第2項	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条第1号	（年齢要件） 宣誓当日において、成年であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条第2号	（住所要件） 下記のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有している。 ②一方が市内に住所を有している。 ③少なくとも一方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。 <input type="checkbox"/> ②に該当します。 <input type="checkbox"/> ③に該当します。 (予定日 年 月 日 / 未定) (予定日 年 月 日 / 未定)	<input type="checkbox"/> いずれにも該当しません。
要綱第3条第3号	（独身要件） 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係（養子縁組、他都市の同性パートナーシップ制度を含む）にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条第4号	（近親者でないこと） 宣誓者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第12条	（宣誓書の保存、廃棄） 宣誓書の保存期間は10年であること。受領証の返還を受けたときや宣誓者双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、保存期間内であっても市は宣誓書を廃棄できること。	<input type="checkbox"/> 左記に同意します。	<input type="checkbox"/> 左記に同意しません。

※転入予定の場合は、転入が完了したら転入確認書類（公共料金の請求書、転入先に届いた手紙、住民票など）を男女共同参画課に提出すること。